

◎岩手県防災会議条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員及び自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から任命される委員を増員することとした。（第2条関係）
- 2 幹事を増員することとした。（第3条関係）
- 3 施行期日等
 - （1） この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎自治振興基金条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 自治振興基金の額を9,506,000千円（改正前11,506,000千円）に減額することとした。（第3条関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）